坂祝町学校の将来のあり方について

【答申書】

令和6年2月27日 坂祝町学校の将来のあり方検討委員会

1. これからの時代に即した坂祝町が目指すべき教育のあり方について

令和3年度から令和12年度における「坂祝町教育大綱」においては、「豊かな心をもち、自ら実践するたくましい坂祝の子」を目指し、園・小・中連携のもとで一人一人に「生きる力」を育む教育方針が示されている。気候変動や自然災害、新たな感染症危機、国際情勢の変化やAIによる技術革新等々、子どもたちの将来は予測が困難な VUCA(※1)と言われる時代の中で、確かな学力の獲得はもとより、生涯にわたって自らのウェルビーイング(※2)を実現できるとともに、坂祝町のより良い未来の創造に貢献できる子どもたちを育てていくことは、重要な責務であり、そうした将来を見据えた教育を進めていくことが求められる。

- (※1) Volatility (変動性・不安定さ) Uncertainty (不確実性・確定さ) Complexity (複雑性)Ambiguity (曖昧性・不明確さ)
- (※2)子どもが幸福で充実した人生を送るために必要な心理的,認知的,社会的,身体的な働きと潜在能力 (OECD)

このような教育の具現に向けては、第一に子どもたちが安心安全に教育を受けることができる環境を整備することが大前提である。(「2」の項目で述べることとする。)

また、町内の学校が「一小一中」であるという特色に鑑み、大綱にあるように園・小・中が連携し合いながら子どもの学びの質を一層高めていくことが求められる。

さらに、本町は地域総がかりで子どもたちを育てる「コミュニティスクール」の営みが令和元年から継続し充実されており、こうした町が有する人的資源を最大限に生かすとともに、外国人児童生徒も多いという坂祝町固有の課題に向き合いながら、子どもたちにとってより良い教育を進めていくことも肝要である。

以上のことを踏まえ、これからの時代に即した坂祝町が目指すべき教育のあり方としては、次のことが大切であると考える。

視点①:園・小・中を一貫した教育の具現

- ◇子どもたちの学びが校種を越えても途切れなく紡がれるとともに、子どもたち への見守りも多くの教員の目で引き継がれていけるよう、園・小・中の枠を越 えて教職員が互いに連携・協働し合いながら、より良い教育の創造を目指して いくこと。また、そうした体制が具現できるような環境を整備すること。(2 へ)
- ◇例えば小・中間の授業乗り入れなど、校種を越えて教職員が協働しながら教育 指導の質を一層高めることができる体制を構築すること。また、それがしやす くなるような環境を整備すること。(2へ)

視点②:地域と共に歩み、誰一人取り残されず大切にされる教育の具現

- ◇子どもたちが9年間を通して坂祝町の人々との出会いの中で、自らの"考え方や生き方"を深めることができるよう、豊富な地域人材との一層の連携・活用を学校運営協議会の力も借りながら図っていくこと。また、そうした教育の充実が具現できるような、環境を整備すること。(2へ)
- ◇個別の支援が必要な外国籍児童生徒や障がいのある児童生徒など、多様な背景

を持つ子どもたちも大切にされる"包摂"と"多様性"を重んじた教育の一層の推進を図ること。また、そうした教育の充実が具現できるような、環境を整備すること。(2へ)

なお、視点①及び②については、新しい学校の施設統合を待つことなく、今からできる部分については、小・中が連携しながら進めていかれることを期待する。

2. 今後の児童生徒数の状況及び地理的条件等を踏まえ、坂祝町が目指すべき教育にふさわしい学校(小・中)施設の形態と配置について

1でも述べたとおり、子どもたちが安心安全に教育を受けることができる環境を整備することは最優先の施策である。直近では令和6年1月に起きた能登半島地震のように、予期もしない自然災害に脅かされる将来、校舎の老朽化に伴うリスクはもとより、防災への視点を強化して子どもたちの命を守ることは大人の最大の責務である。このことについては、「坂祝町公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂版)」に定めている基本方針に沿った学校施設の形態と配置が必須の条件となる。

【小学校・中学校】

- ・当面は予防保全型の維持管理を取り入れつつ、長寿命化計画を策定して施設の長寿 命化を図り、小学校、中学校の双方を存続する。
- ・現在の小学校、中学校は、老朽化もあるが土砂災害や浸水等に影響を受ける可能性が あるため、概ね10年後を目標に、安全な場所への幼小中の施設統合を検討している。 その際、利便性や住民ニーズ等を十分に勘案する。

また、緊急時に保護者が自家用車等で送迎をする引渡しのケースにおいても、現在の小学校、中学校の駐車スペースや周辺道路の動線の状況などからすれば、十分とは言い難い。安全な場所への施設統合の際には、そうした緊急時の送迎等の動線確保や避難場所のキャパシティなどが十分である、という条件を考慮する必要がある。(このことは、学校が災害時に町民の緊急避難所としての役割を果たす上でも重要になる。)

以上のことを踏まえ、子どもたちの安心安全な学校生活を保障するために、次のこと が必須であると考える。

視点③:子どもたちが安心安全に教育を受けることができる学校施設の形態と配置

- ◇小学校及び中学校については、防災の観点で十分であると言える安全な立地に建設すること。
- ◇その際、通学の負担が重くならないような立地を選定すること(※3)。
 - (※3) 文部科学省の「小・中学校の適正配置」に関する考え方では、基本的に小学校は4 キロメートル、中学校は6キロメートルを通学距離の上限とする基準が示されている。従って、全ての児童生徒について概ね4キロメートルを超えない、という条件を必須と考えたい。
- ◇また、新たな通学路に危険があると推測される場合は、それが回避できる最善の対策や配慮を講ずること。

次に、1 で述べた「これからの時代に即した坂祝町が目指すべき教育の具現」に資する学校施設の形態と配置について述べる。

小・中学校が校種の枠を越えて一貫した教育を目指していくには、まず教職員がそうした教育の必然性や有効性の考え方に立つことが大切である。そのためには、日頃、互いの教職員が子どもの様子や指導の方法、行事の連携等について、フレキシブルな会話を通して話題を共有し合い、一貫した教育指導への関心を高め合っていく営みが求められる。また、今後全国的に「小学校教科担任制」へのシフトが加速する中、中学校の教員が小学校の授業を担当したり、全ての教科教員が揃いにくい中学校においては、不在となる教科の授業を小学校で中免許をもつ教員が担当したりするなど、互いに乗り入れての授業が有効になっていく。その際、互いの教室等への移動が容易くできる環境にあることは極めて大切な条件になる。

こうした小中一貫教育を具現する学校の形態としては、義務教育学校や小中一貫校等があるが、はじめからそうした形を目指すことに偏向することなく、前述したように、それぞれの教員が日頃の連携・協働を積み上げながら、主体的に一貫した教育を充実・創造させていく営みこそが、教育の質の向上につながると期待できる。同時に、そうした形に発展できることが可能になるよう、校舎建設時に考慮することが重要である。

ただし、そうした気運を生み出すためには、全体の教育を統率する中核的存在としての校長が1人、それをサポートする役割としての副校長が1人、それに教頭が2人、といった管理職体制が望ましいと思われるため、人事面にかかる今後の検討とされたい。

さて、今後将来の坂祝町の児童生徒数の状況に着眼した時、多少の減少は見込まれても、例えば複式学級が生ずるなどといった状況に陥る可能性は認められない。ただ、一小一中のメリットを生かし、一層子どもたちが自己肯定感などの情操を高められる教育を充実させることも今後の方向性として望みたい。また、子どもたちが校種を越えて年齢のギャップがある仲間と出会う機会をつくることは、視察した「小中一貫型学校としての濃南小・中学校」や「義務教育学校としての北方南学園」における生き生きと学習や生活に向かう子どもたちの様子や、管理職からの手ごたえのある報告からも有効であると考える。

以上のことを踏まえると、小学校と中学校の校舎は、教職員も子どもも靴を履き替えることなく双方に容易く移動できる、という条件を満たした施設にすることが求められる。

また、雨天や積雪期間が長引くことによって屋外での活動機会が不足したり、中学校においては部活動の活動場所に制約があったりするなど、子どもたちの体力低下やストレスにかかる問題は以前からの課題である。さらに、近年、学校における熱中症対策は重要な課題である。夏季のグランドでの体育の授業や運動会の取組、部活動等にかかる活動制限は厳しい状況にある。こうした課題に対応できる既存の町営施設(※4)があれば、それらを活用することも有効であり、その利便性を生かせる立地の選定への考慮も望まれる。

(※4)体育的な施設の他にも、文化的な施設も含む。

また、施設の形態としては、1の視点②で述べたとおり、地域の方々と子どもたちが 交流できるゆとりあるスペースを創り、地域の方々が学校に来校しやすい環境を整える ことが望まれる。同時に、外国籍児童生徒や障がいのある児童生徒など、多様な背景を 持つ子どもたちが、担当の教員や関係する外部の方々の支援を受けやすいようなスペー スを確保することも、建設計画時に考慮されたい。

以上のことを踏まえ、これからの時代に即した町が目指す教育を実現させるため、次のことが必須であると考える。

視点④:これからの時代に即した坂祝町が目指すべき教育(項目1)に資する学校 施設の形態と配置

- ◇ 小学校と中学校の「一体型施設(※5)」とするのが望ましい。
- ◇ 既存の町営施設を有効に活用できる立地を選定することが望ましい。
- ◇ 小学校と中学校の教職員が連携・協働して子どもたちの教育を検討し合える「共有スペース」を設置することが望まれる。
- ◇ 地域の方々が来校して子どもと時間を共にできる「交流スペース」を設置することが望まれる。
- ◇ 外国籍児童生徒や障がいのある児童生徒等、個別の支援が必要な子どもが、教員や外部の方々から望ましい支援を十分受けられる「支援スペース」を確保することが望まれる。
 - (※5)「隣接型施設」という考え方もあるが、いずれにせよ小と中の互いの校舎が屋内 廊下等で密接していて、行き来しやすいことが要件となる。また、財政面での 負担を軽減する観点(視点⑤)からも、できる限り敷地や施設をコンパクトに することが求められる。

一方、小学校・中学校の施設統合については、膨大な経費が伴うことは言うまでもなく、本委員会の委員からも不安の意見が上げられた。現存の施設を維持存続した場合と、新しく施設を建設した場合の、それぞれにかかる経費を試算により対比しつつ、できる限り後者への財政負担を軽減することを考慮した計画性のある基本構想の策定を、今後町は進めていかれることとなるであろう。

建設の計画過程においては、できる限り敷地面積をコンパクトにする、小・中共用で使える機能を有した施設にする、既存の施設の活用が可能な場合は活用する、などといった考慮が必要になることは言及するまでもない。

並行して考えたいこととして、全国的に拡がりを見せつつあるのが「環境」に配慮した校舎建設である(※6)。そのことにより国の補助を活用できたり、維持経費(ランニングコスト)の削減につなげたりするだけでなく、SDGs につながる未来に向けた環境教育に有効である。また、校舎環境によって、子どもの集中力や疲労感が変化することが近年の調査によって明らかになってきていることを鑑みた時にも、環境に配慮した視点は大切となろう。

(※6) 例えば、省エネルギーと創エネルギーにより、建物のエネルギー消費量を軽減することを目指した校舎建設。

以上のことを踏まえ、財政への負担軽減と環境への配慮を踏まえた学校施設の形態と 配置については、次のことが大切であると考える。

視点⑤:財政への負担軽減と環境への配慮を踏まえた学校施設の形態と配置

- ◇できる限り小・中で共用できる機能を有した施設建設を考慮されたい。また、視点 点 ②とも関連するが、既存の町施設の共用・活用についても検討に入れたい。
- ◇国からの補助を活用した建設時の経費軽減や、維持経費の軽減はもとより、子どもたちの教育に好影響を与えるために、環境面を重視した校舎建設を考慮されたい。

3. 終わりに

今後、坂祝町が目指すべき教育にふさわしい学校の施設統合にあたっては、それに伴って廃校となる現小・中学校の校舎等の活用方法について、地域振興の観点から十分検討されることを期待したい。また、これまで述べてきたとおり、無理のない財政運営戦略の見通しや具体的な建設候補地の選定、施設に備えるべき機能等、先を見据えた慎重な検討等が必要であることから、基本構想・基本計画の策定にたっては財政担当部局や建設担当部局、専門家も交えた全庁的な取組が求められる。さらに、その過程においては、小・中学校の児童生徒の思いや希望、願いなどを十分汲み取るとともに、保護者、就学前の子を持つ保護者、地域住民、教職員等の意見を積極的に聴取していただく機会を設けていただきたい。

最後に、本検討委員会における審議が、坂祝町の全ての子どもたちの将来の幸せに寄 与されることを切に願いつつ、答申とさせていただきます。

坂祝町学校の将来のあり方検討委員会名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	役職	備考
委員長	古賀 英一	岐阜大学特任教授	
副委員長	浦田 伸司	坂祝町学校運営協議会会長	
委 員	及川 浩和	岐阜協立大学教授	
IJ	笠嶋 誠	岐阜県可茂教育事務所教育支援課長	
IJ	梅田千枝子	地域・園・学校協働本部長	
II.	伊佐治幸代	坂祝小学校 P T A 代表	
"	森 敦子	II .	
II.	兼松 和彦	坂祝中学校 P T A 代表	
II.	紅谷 好美	II	
IJ	三品 賢至	自治会長会代表	
IJ.	山田千登美	主任児童委員	
"	鵜飼 修巳	坂祝小学校長	
"	渡邉 等	坂祝中学校長	
IJ.	渡辺 由紀	坂祝幼稚園長	
IJ	吉田 勇彦	副町長	前期 (9/30 まで) 三品 智裕

坂祝町学校の将来のあり方検討委員会の開催状況

会議	開催日時	主な内容
第1回	令和5年	・諮問を受けての本委員会の役割について
	6月27日 (火)	・将来の町立小・中学校のあり方や子どもたちへの教育への願いについて
第2回	令和5年	・小中一貫教育の考え方(義務教育学校や小中一貫学校)について
	8月29日 (火)	・坂祝町が目指すべき教育の方向性について
第3回	令和5年	・濃南小・中学校(小中一貫型学校)視察にかかる意見について
	10月24日(火)	・坂祝町が目指すべき教育の方向性について
第4回	令和5年	・坂祝町が目指すべき教育にふさわしい学校施設の形態と配置について
	12月19日(火)	・答申に向けて
第5回	令和6年	・答申について
	2月27日 (火)	・今後の取組について

※ 視察の状況

- ・10月13日(金) 土岐市立濃南小・中学校(小中一貫型学校) 訪問視察
- ・11月17日(金) 北方町立南学園(義務教育学校) 訪問視察